記 者 発 表 資 料

令和 ６年 ８月 ２日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社志賀建設	福島県石川郡石川町字屋敷入６３

２．指名停止措置期間
令和 ６年 ８月 ２日 ～ 令和 ６年１２月 １日 （ ４ヵ月 ）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
株式会社志賀建設の元社員及び元取締役は、福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和６年４月３０日及び同年５月２１日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年５月２１日に地検郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
その後、株式会社志賀建設の元社員及び元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約４２万円相当の物品を提供したとして、同年６月１０日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第８号（イ）に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） ８ 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から イ ２ヵ月以上12ヵ月以内 ロ １ヵ月以上12ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省 東北地方整備局（ＴＥＬ 022-225-2171）（代表）

○ 総務部 契約課 課長 川﨑（かわさき） 友美（たすみ） （内線 2511）
建設専門官 渋谷（しぶや） 隆博（たかひろ） （内線 2512）

総務部 経理調達課 課長 千葉（ちば） 哲哉（てつや） （内線 6551）

○は本件の主務課です。